

茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第4号

茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に改める。

第19条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

第23条第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に改め、同条第2号中「100分の157.5」を「100分の153.75」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。